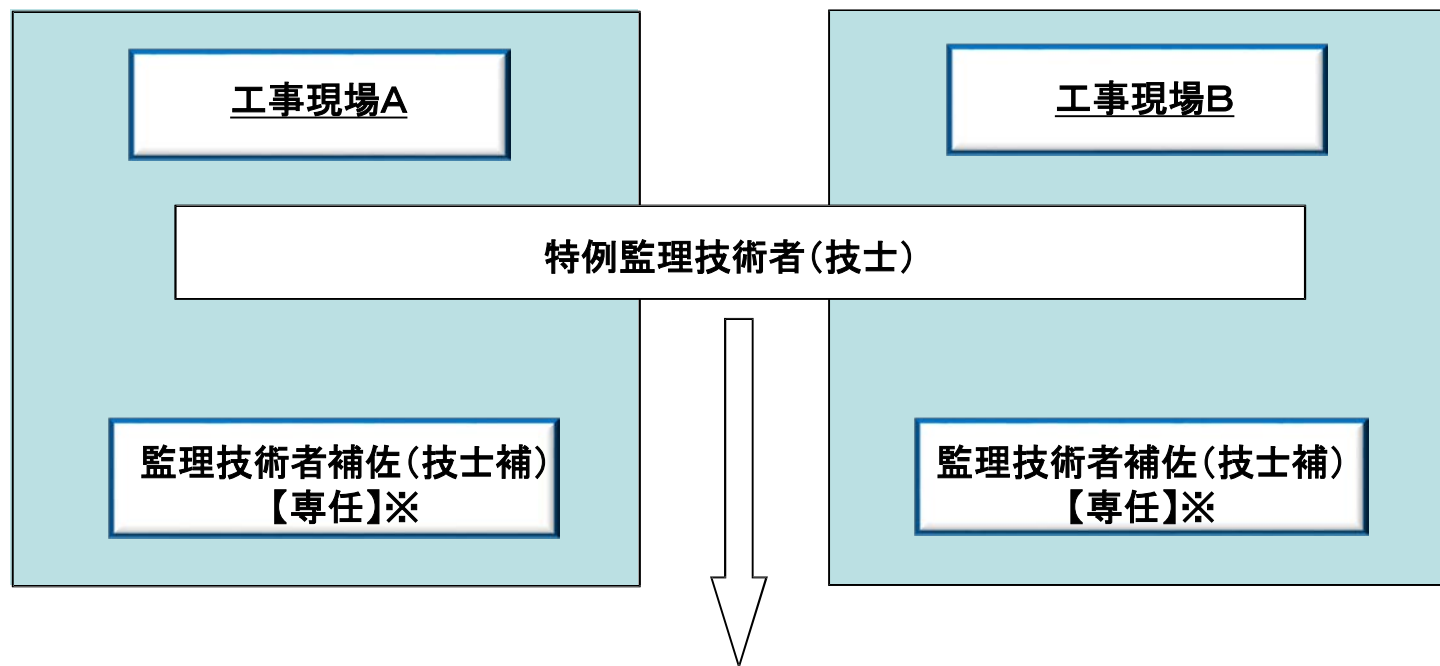


監理技術者の専任緩和（建設業法第26条）

現行制度では3,500万円以上（建築工事一式の場合は7,000万円以上）の工事について、監理技術者は工事毎に専任が必要であったが監理技術者補佐を専任で置いた場合は監理技術者は2つの工事まで兼務が可能。
（令和2年10月1日から施行）



特例監理技術者は兼務可能

※監理技術者補佐は一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）を有する者又は一級施工管理技士等の監理技術者の資格を有する者。

監理技術者の専任緩和（建設業法第26条）

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の四国地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事における取扱いについて
（令和2年10月12日時点）

■特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する要件の運用（入札公告及び入札説明書、特記仕様書に要件を記載）

- (1) 分任支出負担行為担当官工事であること。
- (2) 兼務する工事が維持工事でないこと。
※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。
- (3) 比較的難易度の低い工事（詳細は入札説明書による）であること。
- (4) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (5) 監理技術者補佐は一級施工管理技士補（※）を有する者又は一級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。※一級施工管理技士補は令和3年4月1日施行。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (6) 監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (7) 特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。
- (8) 特例監理技術者が兼務できる工事は、入札説明書の参加要件に示す範囲（発注事務所管内等）の工事でなければならない。
- (9) 特例監理技術者は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (10) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡をとれる体制であること。
- (11) 監理技術者補佐が担う業務等について施工計画書で明らかにすること。
- (12) 兼務する工事は各発注者に他工事との兼務の承諾を得ること。

本運用については、監理技術者の兼任状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定である。

※その他、施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「総括安全衛生責任者の選任を要するときにはその事業場に専属のものとすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。